

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

○	医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）	1
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）	6
○	沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第三条関係）	8
○	行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第四条関係）	9
○	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第五条関係）	10
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（附則第二項関係）	12

改 正 案		現 行	
<p>（法の適用に関する特例） 第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項</p>	<p>開設者</p>	<p>管理者</p>
	<p>ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>ただし、病院又は診療所の管理者において認めるときは、この限りでない。</p>	<p>ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>（法の適用に関する特例） 第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項</p>	<p>開設者</p>	<p>管理者</p>
	<p>ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>ただし、病院又は診療所の管理者において認めるときは、この限りでない。</p>	<p>ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>

第二十五条第一項から第三項まで	従わないときは、都道府県知事は、当該開設者の停止を命ずる	ほか、主務大臣
第二十五条第四項	開設者若しくは管理者	管理者
第二十八条	その開設者	主務大臣
第二十九条第三項	命ずる	申し出る
第二号、第四項第二号及び第五項第二号	開設者	管理者

第三条 (略)

2・3 (略)

4 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十四条に規定する防衛医科大学校に設けられた病院については、法第十条の二第二項の規定は、適用しない。

(広告をすることができずる診療科名)

2 第三条の二 (略)

(行政処分に関する通知)

第二十五条第一項	開設者若しくは管理者	管理者
第二十五条第二項	開設者又は管理者	管理者
第二十五条第三項	開設者若しくは管理者	管理者
第二十五条第四項	開設者又は管理者	管理者
第二十八条	開設者	主務大臣
第二十九条第三項	命ずる	申し出る
第二号、第四項第二号及び第五項第二号	開設者	管理者

第三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(広告をすることができずる診療科名)

2 第三条の二 (略)

(行政処分に関する通知)

第四条の四 次に掲げる者は、法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項から第三項までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第二十五条第二項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に係る場所^{に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させた保健所設置市長等}

(読替規定)

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条の三 前条	開設者	管理者
	法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項から第三項までの規定による処分	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第三項(第三号に係る部分を除く。)の規定

第四条の四 次に掲げる者は、法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項から第三項までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第二十五条第二項の規定により、病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じた保健所設置市長等

(読替規定)

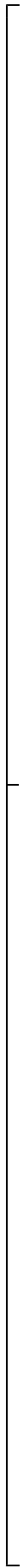
第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第四条の三 前条	開設者	管理者
	法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項から第三項までの規定による処分	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第三項(第三号に係る部分を除く。)の規定による申出

前条第二号	前条第一号								
開設者若しくは管理者	開設者若しくは管理者	法第二十五条第二項	法第二十五条第一項	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	による申出
管理者	管理者	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

(新設)	(新設)								
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	開設者又は管理者	法第二十五条第二項	開設者若しくは管理者	法第二十五条第一項	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	管理者	第一条の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項	管理者	第二十五条第一項	第二十五条第一項	

改 正 案	現 行
<p>（医療に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の三、第四条第一項及び第二項並びに第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第十五条第三項及び第十八条の規定による届出の受理等、同法第七条の二第三項から第七項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第六項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第二十五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等（同法第二十二条に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（医療に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の三、第四条第一項及び第二項並びに第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第十五条第三項及び第十八条の規定による届出の受理等、同法第七条の二第三項から第七項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第六項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第二十五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等（同法第二十二条に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>



○ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等） 第二十六条 法第百条第十項（法第百一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三 （略） 十四 医療法第六条の五第三項第八号、第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第七十二条第一項 十五 二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等） 第二十六条 法第百条第十項（法第百一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三 （略） 十四 医療法第六条の五第一項第七号、第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第七十二条第一項 十五 二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員以外に聴聞を主宰することができる者）</p> <p>第三条 法第十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第二十三条の二</u>、<u>第二十四条第一項</u>、<u>第二十四条の二</u>、<u>第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞にあつては</u>、診療に関する学識経験を有する者</p>	<p>（職員以外に聴聞を主宰することができる者）</p> <p>第三条 法第十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第二十四条第一項</u>、<u>第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞にあつては</u>、診療に関する学識経験を有する者</p>

改 正 案		現 行	
<p>（介護老人保健施設に関する読替え） 第三十六条 法第五十五条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>医療法の規定中読み替えられる字句</p> <p>第三十条 （略）</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項</p>	<p>医療法の規定中読み替えられる字句</p> <p>第三十条 （略）</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項</p>
<p>（介護医療院に関する読替え） 第三十七条の二 法第一百四十四条の八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>医療法の規定中読み替えられる字句</p> <p>第三十条 （略）</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項</p>	<p>医療法の規定中読み替えられる字句</p> <p>第三十条 （略）</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項</p>

六
第
一
項

六
第
一
項

改 正 案	<p>（他の法令の準用） 第二十五条（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する 場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>読み替える法令の 規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
		<p>3 （略）</p> <p>（略）</p> <p>医療法施行令第一 条の表第二十四条 第一項の項、第二 十四条の二第一項 の項、第二十四条 の二第二項の項及 び第二十八条の項</p>	<p>主務大臣</p>	<p>当該病院、診療 所又は助産所の 開設者である国 立大学法人</p>
現 行	<p>（他の法令の準用） 第二十五条（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する 場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>読み替える法令の 規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
		<p>3 （略）</p> <p>（略）</p> <p>医療法施行令第一 条の表第二十四条 第一項の項及び第 二十八条の項</p>	<p>主務大臣</p>	<p>当該病院、診療 所又は助産所の 開設者である国 立大学法人</p>